

障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業 の利用に関する手引き

令和6年6月

東京都 福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 在宅支援担当

事業の概要

都内の障害福祉サービス等事業所や施設におけるDX・生産性向上を推進する職員に対し、事業者が手当の支給などの支援を実施した場合に、事業者に対し、最大**100万円**を補助します!!



補助基準額、補助率

補助基準額 : 1名あたり50万円（1法人あたり2名まで）／年度

補助率 : 10/10

※申請は法人単位です。申請開始から起算して最長3年度申請可能です。

補助対象経費

- ・生産性向上の取組を推進するリーダー職に対する手当等
- ・生産性向上の取組を推進するリーダー職のDXにかかる研修費、資格取得費
- ・代替職員の雇用経費

対象法人

交付申請時点で都内において、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（※1）を提供する障害福祉サービス事業所・施設（※2）または都外施設（※3）を開設している民間法人

（※1）対象となるサービスは次ページ参照

（※2）地方公共団体が設置する事業所、指定管理者が管理する事業所及び共生型障害サービスの事業所は除く。

（※3）詳細については「『交付要綱』の第3」をご参照ください。

補助対象サービス

※詳細は、令和6年度東京都障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業費補助金交付要綱（令和6年3月29日付5福祉障地第860号）第3を参照。（東京都福祉局HPに掲載。）

居宅介護	重度訪問介護
同行援護	行動援護
療養介護	生活介護
短期入所	重度障害者包括支援
施設入所支援	自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）	就労移行支援
就労継続支援A型	就労継続支援B型
就労定着支援	自立生活援助
共同生活援助	児童発達支援
放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援	障害児入所支援
計画相談支援	地域移行支援
地域定着支援	障害児相談支援

補助対象経費

(1) 障害福祉サービス等DX推進人材への手当等に係る経費

- ※ 補助対象経費の最低1/2は手当等経費に充てる必要があります。
- ※ 経費の支給は「手当（各月払い）」、「一時金払い」等が可能です。
- ※ 法人の給与規程等で本手当等について規定してください（記載例参照）。

(2) 障害福祉サービス等DX推進人材の研修費・資格取得費

研修費 * 原則、年度内に修了すること * 年度内に経費を支出すること	研修受講料（テキスト代含む）
資格取得費 * 年度内に経費を支出すること	受験料
	受験対策講座の経費（テキスト代含む）
	受験対策にかかる独学用書籍代

- ※ 対象となる研修・資格は、障害福祉サービス等事業所・施設におけるDX推進に資すると東京都知事が認める研修・資格です。受講・受験を予定している研修・資格が本事業の対象となるかについては、東京都福祉保健財団にお問い合わせください。（回答に時間を要する場合もございますので、余裕をもってお問い合わせください）。

(3) 障害福祉サービス等DX推進人材が研修期間等に不在となる際の代替職員雇用費

- ※ 代替で業務を行った際の法人内の職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、臨時職員や非常勤職員の給与です。

令和 6 年度スケジュール（予定）

※スケジュールについては今後変更になる可能性がございます。

時期	申請事業者	東京都 (東京都福祉保健財団へ 一部事務委託)
令和 6 年 7 ・ 8 月頃	交付申請書提出	申請書類受領
提出書類に不備等があった場合、東京都福祉保健財団から、事業所に確認（差替え・追加提出）依頼をすることがあります。		書類審査
令和 6 年 1 2 月頃	交付決定通知受領	交付決定通知
令和 7 年 3 ・ 4 月頃	実績報告書提出	報告書類受領・内容確認
令和 7 年 5 月中旬	補助額確定通知受領	補助額の確定
令和 7 年 5 月頃末頃	補助金の受領	補助金の支払
令和 8 年 6 月末頃	消費税仕入控除税額報告書の提出	報告書受領・内容確認

※令和 7 年 1 月頃に変更交付申請の期間を設ける予定です。（交付決定を受けた法人のみ申請可）

障害福祉サービス等DX推進人材とは？

障害福祉サービス等DX推進人材とは、法人内の各事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、障害福祉現場における生産性向上をけん引する職員です。

※ 利用者に直接、障害福祉サービスを提供する介護職員のほか、法人の事務職員等も対象です。

※ 障害福祉主任などのリーダー職である必要はありません。

次ページ以降に、想定される申請パターンの一部を記載しております。

申請パターン例

以下、想定されるパターンを記したものであり、以下いずれかのパターンでなくてはならないわけではありません。各法人のお考えにより支給等ください。

(パターン①) 令和6年7月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。

パターン①	令和6年						令和7年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
Aさん (DXの知識あり)	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営												
				手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
				20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	180,000円
													補助対象額 180,000円

(パターン②) 令和6年7月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。

パターン②	令和6年						令和7年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
Bさん (DX初心者)	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営												
				手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
				15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	135,000円
						受験対策講座受講 20,000円				受験 8,000円			研修費・資格取得費 28,000円
													補助対象額 163,000円

(パターン③) 資格取得のための受験対策講座を受講開始した令和6年9月よりDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。

パターン③	令和6年						令和7年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
Cさん (DX初心者)	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営												
						手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
						15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	105,000円
						受験対策講座受講 20,000円				受験 8,000円			研修費・資格取得費 28,000円
													補助対象額 133,000円

(パターン④) 資格取得試験受験(合格)後の令和7年2月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。

パターン④ Dさん (DX初任者)	令和6年										令和7年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営														
											手当	手当	手当計		
											15,000円	15,000円	30,000円		
	受験対策講座受講									受験		研修費・資格取得費			
	20,000円									8,000円		28,000円			
※手当は合格後からとしたが、講座受講料、資格受験料は補助対象期間内であるため、申請する。												補助対象額	58,000円		

(パターン⑤) 資格取得試験受験(合格不問)後に、令和6年7月に遡ってDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。(初月は遡及分を含めて支給)

パターン⑤ Eさん (DX初任者)	令和6年											令和7年													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	15,000円×8か月												
	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営																								
	← 令和6年7月に遡及任命																	手当	手当						
																		120,000円	15,000円						
																		受験対策講座受講		受験					手当計
																		20,000円		8,000円					135,000円
																									研修費・資格取得費
																									28,000円
																									補助対象額
																									163,000円

(パターン⑥) 令和6年8月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。研修期間中に法人内他職員が代替の障害福祉サービス業務を行う。

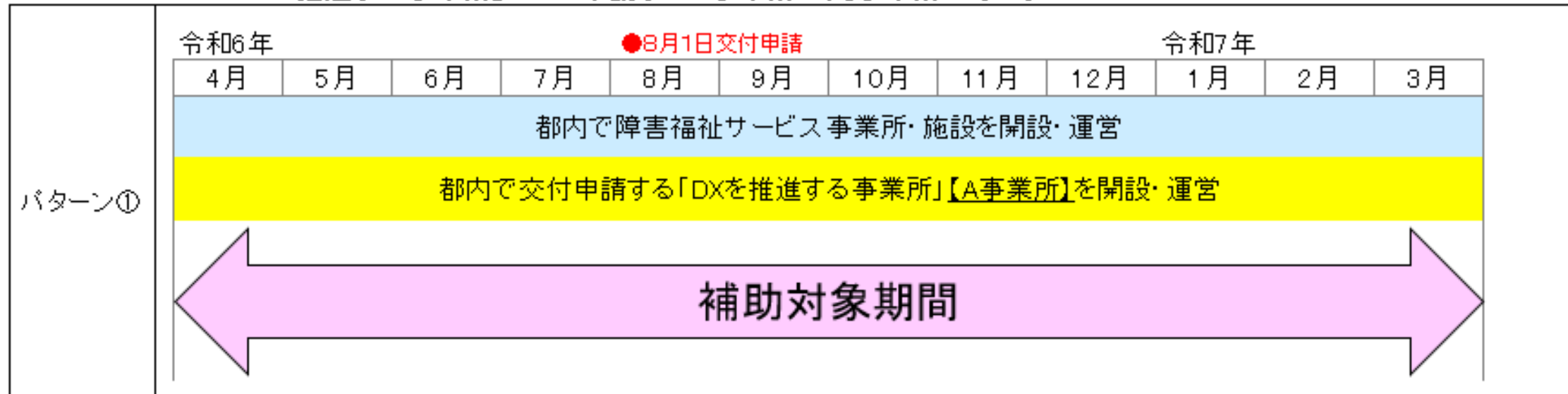
パターン⑥ Fさん (DX初任者)	令和6年												令和7年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営																		
					手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計						
					15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	120,000円						
					DXに係る研修受講								研修費・資格取得費						
					80,000円								80,000円						
					代替職員の雇用								代替職員雇用費						
					50,000円								50,000円						
													250,000円						
補助対象経費の1／2以上は、手当等である必要があるため、「研修費・資格取得費」															補助対象額	240,000円			
「代替職員雇用費」の総額130,000円のうち10,000円は対象とならない→																			

補助対象となる期間

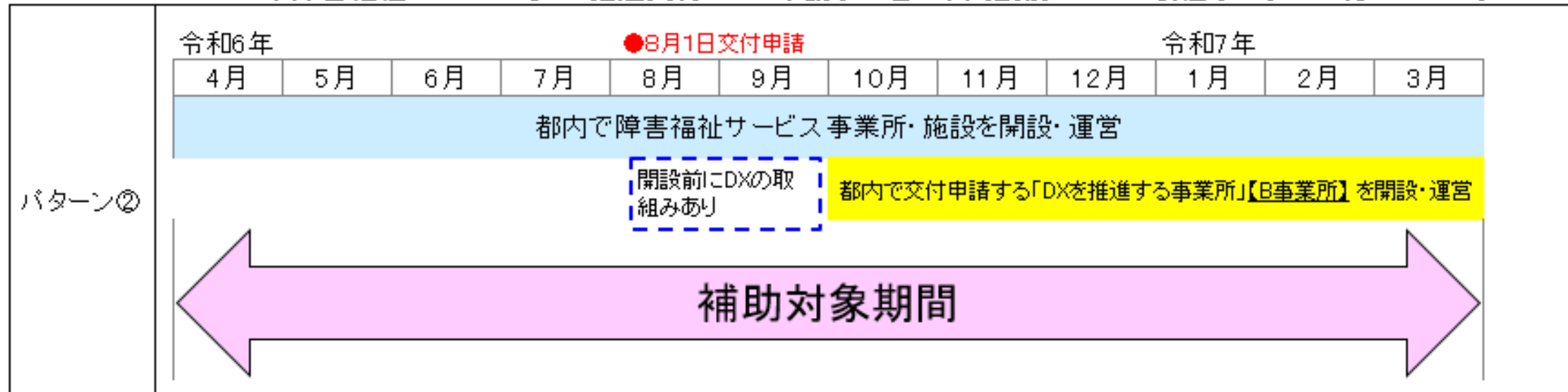
障害福祉サービス等DX推進人材として2名申請する場合は、対象職員ごとにご確認ください。

令和6年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に要した補助対象経費が対象です。
ただし、令和6年4月1日時点で、都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設していない場合は、都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設した日以後の経費のみが補助対象となります。

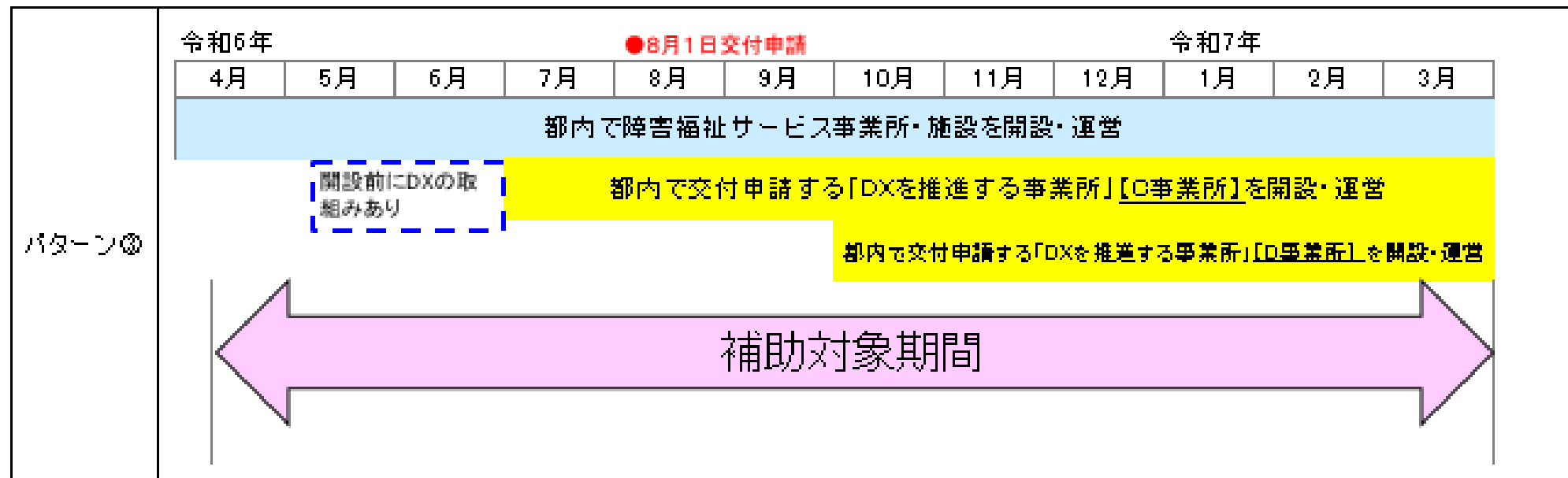
(パターン①) 令和6年4月1日時点で、都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設しており、
「DXを推進する事業所」として申請するA事業所は同事業所である。



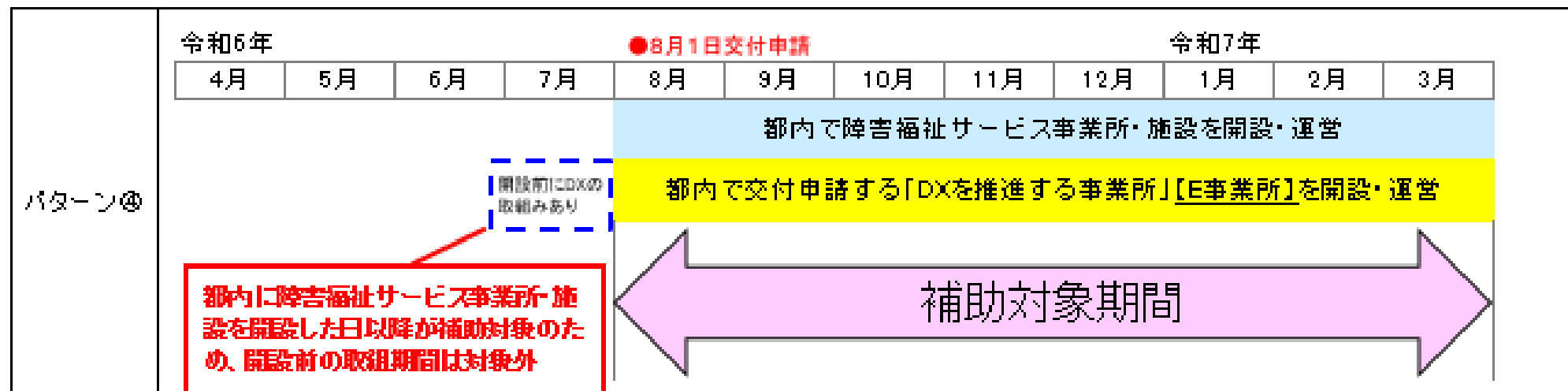
(パターン②) 令和6年4月1日時点で、都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設しており、
「DXを推進する事業所」として申請するB事業所の開設(指定)予定日が令和6年10月1日である。
なお、障害福祉サービス等DX推進人材として申請する者が、開設前にDXの取組みをすでに行っている。



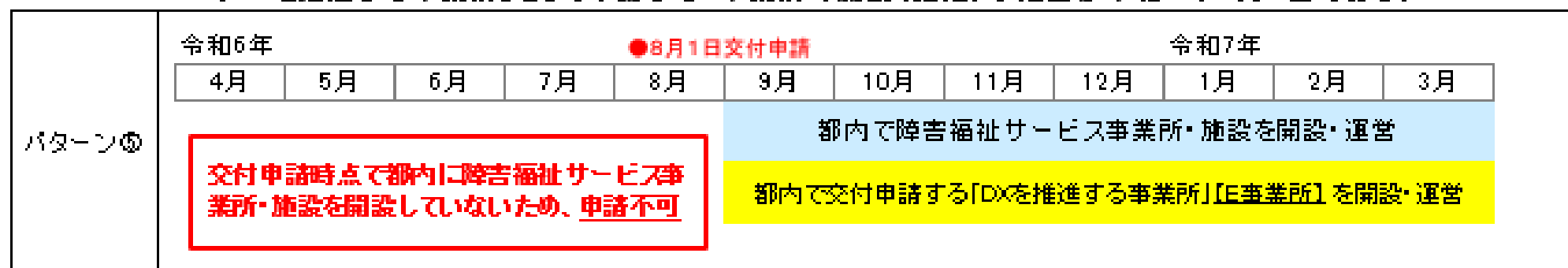
(パターン③) 令和6年4月1日時点で、都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設しており、
「DXを推進する事業所」として申請するのは、令和6年7月1日開設(指定)のC事業所と
令和6年10月1日開設(指定)予定のD事業所である。



(パターン④) 令和6年8月1日の交付申請時点で、都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設しており、
「DXを推進する事業所」として申請するE事業所は同事業所である。
なお、障害福祉サービス等DX推進人材として申請する者が、開設前にDXの取組みをすでに行っている。



(パターン⑤) 令和6年8月1日の交付申請時点で、都内において障害福祉サービス事業所・施設を1か所も開設していない。
「DXを推進する事業所」として申請するF事業所の開設(指定)予定日が令和6年9月1日である。



「最長3年度」の考え方

本事業は、申請開始年度から起算して、最長3年度申請可能です。

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	申請
令和6年度 障害福祉サービス 等DX推進人材	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	可
令和7年度 障害福祉サービス 等DX推進人材	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	
令和8年度 障害福祉サービス 等DX推進人材	 Aさん Bさん	 Cさん Dさん	 Cさん Dさん	申請しない	
令和9年度 障害福祉サービス 等DX推進人材			 Cさん Dさん	 Aさん Bさん	不可

法人として引続く最長3年度が対象のため、3年度目の対象者が初年度、2年度目と変わっていても令和9年度以降は申請不可

法人として引続く最長3年度が対象のため、3年度目に申請しなくても、令和9年度以降は申請不可

※上記ケースの対象職員は例示です。

※対象職員が毎年度異なる職員でも補助の対象となります。

(例) R6年度：AさんBさん、R7年度：CさんDさん、R8年度：EさんFさん

変更交付申請について

令和7年1月頃を予定しています。様式等は令和6年12月中に東京都福祉保健財団のHPに掲載予定です。

※交付決定（変更交付申請をした場合は変更交付決定）されていない内容は、補助対象経費として認められないため、**変更交付申請が必要なケースに該当し、交付決定内容に変更が生じた場合や生じる予定がある場合は、必ず変更交付申請を提出ください。**交付決定を受けていない事業者は、変更交付申請から申請することはできません。

変更交付申請が必要なケース例

- (1) 対象職員が変更となった場合
- (2) 対象職員が変更となり手当支給額を増額した場合
- (3) 対象職員が変更となり受講予定研修や受講予定受験対策講座、受験する資格が変更となった場合

変更交付申請が不要なケース例

- ① 手当支給額を変更した場合
- ② 手当支給月数に変更となり手当等支給総額が変更となった場合
- ③ DX研修を受講予定であったが受講しなかった場合
- ④ DXに係る試験を受験予定であったが受験しなかった場合
- ⑤ 代替職員を雇用予定であったが雇用しなかった場合
- ⑥ 受験対策講座受講予定であったが受講しなかった場合

※①②について、手当等額の補助は、交付決定額が上限となります。

(ケース(1)) 交付申請時には、DX推進リーダーとしてAさんを申請したが、Aさんが令和6年10月末日で退職し、令和6年12月から新たにBさんをDX推進リーダーとして任命した。

交付申請	令和6年												令和7年			手当計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月	
				手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	135,000円
				受験対策講座 20,000円		受験 8,000円										研修費・資格取得費 28,000円
																補助対象額 163,000円



変更 交付申請	令和6年												令和7年			手当計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月	
				手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円							手当 15,000円	手当 15,000円	120,000円
				受験対策講座 20,000円		受験 8,000円			受験対策講座 20,000円		受験 8,000円					研修費・資格取得費 56,000円
																補助対象額 176,000円

(ケース(2)) 交付申請時には、DX推進リーダーとしてAさんを任命し、月の手当額が15,000円であったが、令和6年12月末日に退職したため、令和7年1月からBさんに任命を変更し、Bさんの基本給額に応じて1月より手当額が変更となった。

交付申請	令和6年												令和7年			手当計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
				手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当				
				15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円				
													補助対象額	135,000円		



変更 交付申請	令和6年												令和7年			手当計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
				手当	手当	手当	手当	手当	手当		手当	手当	手当			
				15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	18,000円	18,000円	18,000円			
													補助対象額			

(ケース(3)) 交付申請時には、DX推進リーダーとしてAさんを任命し、X受験対策講座を受講予定であったが、令和6年9月末日で退職したため、令和6年10月からBさんを新しく任命し、受講する講座がY受験対策講座に変更となった。

交付申請	令和6年										令和7年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
				手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計	
				15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	135,000円	
								X受験対策講座		受験			研修費・資格取得費	
								20,000円		8,000円			28,000円	
												補助対象額	163,000円	



変更 交付申請	令和6年												令和7年			手当計 135,000円 研修費・資格取得費 38,000円 補助対象額 173,000円
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
				手当	手当	手当		手当	手当	手当	手当	手当				
				15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円				
								Y受験対策講座 30,000円		受験 8,000円						

変更交付申請の申請期間後にDX推進リーダーが変更となった場合は、実績報告で報告ください。
なお、当該変更に伴う手当等にかかる経費の増、研修費・資格取得費の増、代替職員雇用費の増は補助対象外となります。

就業規則、給与規程等の記載例

＜就業規則等の記載例＞ ※就業規則のほか、運営規程、組織規程、処務規程等を想定

(DX推進リーダーの任命)

第〇条 障害福祉サービス等DX推進人材とは、法人内の各事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、障害福祉現場における生産性向上をけん引する職員をいう。

- 2 法人は、障害福祉サービス等DX推進人材の役割を果たす職員をDX推進リーダーに任命し、DXによる生産性向上に継続的に取り組む体制の構築に当たらせる。

＜給与規程等の記載例＞ ※給与規程のほか、就業規則等を想定

(DX推進リーダー手当)

第〇条 就業規則第〇条の規定によりDX推進リーダーに任命された職員に対し、DX推進リーダー手当を支給する。

- 2 DX推進リーダー手当の支給額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) ITパスポート等の資格を有するなど、DXの推進に関する知識があると法人が認めた者については月額20,000円
 - (2) 前号以外の者については月額15,000円
- 3 DX推進リーダー手当の支給期間は、DX推進リーダーに任命された日が属する月から任期の終了日が属する月までの各月とする。

※あくまで記載例ですので、文言は法人内でご検討下さい。

注 意 点 ①

ご注意いただきたい点について、下記に記載いたします。

その他、合わせてHPに掲載している**QAの内容を申請前にご確認ください。**

<対象経費について>

✓ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給した経費が補助対象となります。

そのため、例えば、令和7年3月分の手当を令和7年4月に支給した場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

✓ 令和6年3月31日以前に支払った経費（領収書等の日付が令和6年3月31日以前のもの）は対象外です。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った手当等及び経費のみ、補助の対象となります。

令和5年度に実施した研修、令和7年度に実施する研修の経費については、令和6年度に支払った場合でも対象外となりますのでご注意ください。

また、経費の支払いを証明する書類（領収書等）は、上記の期間の日付が記載されているものが有効となります。

注 意 点 ②

ご注意いただきたい点について、下記に記載いたします。

その他、合わせてHPに掲載している**QAの内容を申請前にご確認ください。**

<その他>

- ✓ **補助金の交付申請を受ける場合、年間を通じて東京都（東京都福祉保健財団）と書類のやり取りが必要です。（スライド5「令和6年度スケジュール（予定）」参照）**

まず、交付申請書類を提出していただき、内容の審査をした後、都から交付決定通知を送付します。

その次に、実績報告書類を提出していただき、内容の審査をした後、都から額の確定通知を送付し、補助金の交付という流れとなります。

なお、申請書類に不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合や補助金の交付額が減額される場合があります。また、書類審査中、申請法人に対して、追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

- ✓ **補助金に関連する書類は、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。**

事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類（領収書や賃金台帳等）を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。

※後年度に、消費税仕入控除税額報告書の提出が必要です。時期がきましたら、御案内の通知をお送りいたします。

お問い合わせ先

公益財団法人 東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室

mail: s-dxsuisin@fukushizaidan.jp

※ご質問は、なるべくメールでお問い合わせください

電話 03-6302-0387